

議案第59号

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙